

施設基準その4

施設	基準	
骨堂	地下に埋蔵し、地表に出ないもの	
植栽	1号、2号聖域	高さ150センチメートル以下のツツジ類、ドウダン、八手、玉イブキ、芝ツゲ、芝等で霊園の風致を害さないもの
	3号～8号聖域	高さ70センチメートル以下のツツジ類、ドウダン、八手、玉イブキ、芝ツゲ、芝等で霊園の風致を害さないもの
墓誌	高さ	地表から60センチメートル以内。ただし、墓誌の高さ45センチメートル以下
	幅	76センチメートル以内。ただし、墓誌の幅61センチメートル以下
	奥行	31センチメートル以内。ただし、墓誌の奥行き15センチメートル以下
灯籠	高さ	地表より45センチメートル以内
	幅	45センチメートル以内
	奥行	45センチメートル以内
塔婆立	高さ	地表より90センチメートル以内
	幅	24センチメートル以内。ただし、塔婆立の幅12センチメートル以下
	奥行	30センチメートル以内。ただし、塔婆立ての奥行き15センチメートル以下
その他	1号、2号聖域	碑石は平形
	<p>墓誌の位置は、碑石に向かって左側、灯籠の位置は、碑石に向かって右側に設置する。</p> <p>塔婆立て、物置石の設置は認める。</p> <p>玉石、敷石は認める。ただし、聖地の枠からはみ出さないものとする。</p> <p>地蔵の設置は認める。ただし、地表から60センチメートル以内。</p> <p>基本的に1体とし、位置は、碑石に向かって右側とする。</p>	